

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税の賦課徴収関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
福岡県は、県税の賦課徴収関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
福岡県知事

公表日
令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収関係事務
②事務の概要	福岡県では、地方税法の規定により県税の賦課徴収を行っている。 具体的には、県民税、事業税及び自動車税等の直接税並びに軽油引取税等の間接税について、課税を行い徴収している。 また、税の公平性を保つため、納期限までに納付のないものについては督促状の発付や滞納処分等を行い、税收確保に努めている。
③システムの名称	税務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、ふくおか電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条第1項、別表24の項、同133の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第72条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号利用法 第19条第8号、別表24の項、同133の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条、同条の表49の項、第51条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公関係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県総務部税務課管理係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3062
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。また、県税の賦課徴収関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長	榊崎綾子	石橋浩一	事後	
平成28年12月27日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／評価対象の事務の対象人数は何人か／いつ時点の計数か	平成26年12月1日	平成28年12月7日	事後	
平成28年12月27日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か／いつ時点の計数か	平成26年12月1日	平成28年12月7日	事後	
平成31年3月26日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長の役職名	総務部税務課長 石橋 浩一	総務部税務課長	事後	新様式への変更
平成31年3月26日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／評価対象の事務の対象人数は何人か／いつ時点の計数か	平成28年12月7日	平成31年2月15日	事後	
平成31年3月26日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か／いつ時点の計数か	平成28年12月7日	平成31年2月15日	事後	
平成31年3月26日	IV リスク対策			事後	新様式への変更
令和2年3月30日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／③システムの名称	税務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム	税務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム(eLTAX)	事後	システム名称の変更のみであるため「重要な変更」にはあたらないため
令和2年3月30日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	同法別表第一の十六の項	同法別表第一第十六項	事後	
令和2年3月30日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	同法別表第二の二十八の項	同法別表第二第二十八項	事後	
令和2年3月30日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／評価対象の事務の対象人数は何人か／いつ時点の計数か	平成31年2月15日	令和1年10月10日	事後	
令和2年3月30日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か／いつ時点の計数か	平成31年2月15日	令和1年10月10日	事後	
令和3年3月8日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	番号法第9条第1項 及び 同法別表第一第十六項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27 号) 別表第一 第十六の項 ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第5 号) 第十六条	事後	
令和3年3月8日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法第19条第7号 及び 同法別表第二第二十八項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27 号) 別表第二 第二十八の項 ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第7 号) 第二十一条	事後	
令和4年3月15日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／③システムの名称	税務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム(eLTAX)	税務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、ふくおか電子申請サービス	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27 号) 別表第一 第十六の項 ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第5 号) 第十六条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条第1項、別表24の項、同133の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第72条	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27 号) 別表第二 第二十八の項 ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第7 号) 第二十一条	・番号利用法 第19条第8号、別表24の項、同133の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条、同条の表49の項、第51条	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報／9. 規則第9条第2項の適用			事後	新様式への変更
令和7年3月17日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／評価対象の事務の対象人数は何人か／いつ時点の計数か	令和1年10月10日	令和6年6月20日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目／2. 取扱者数／特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か／いつ時点の計数か	令和1年10月10日	令和6年6月20日	事後	
令和7年3月17日	Ⅳ リスク対策／8. 人手を介在させる作業			事後	新様式への変更
令和7年3月17日	Ⅳ 11. 最も優先度が高いと考えられる対策			事後	新様式への変更